

○秦野市移動支援事業実施要綱

(平成18年10月1日施行)

改正 平成24年4月1日 平成24年7月9日
平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年秦野市規則第15号)に定める移動支援事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、その方法、手続、内容、費用負担等について必要な事項を定める。

(事業の実施方法)

第2条 事業は、移動支援が必要である者が、適切な移動支援が実施できる者として登録したもの(以下「事業者」という。)から移動支援を受けるに当たり要する費用の一部又は全部を支給することにより実施する。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条の規定により本市が介護給付費等の支給決定をすることとなる障害児・者のうち、次の各号のいずれかに該当する屋外での移動が困難なものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める次のいずれかに該当するもの

ア 1級から3級までの視覚障害者

イ 1級及び2級の両上肢、両下肢及び体幹障害者並びに両上肢及び両下肢障害者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者又は療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項に規定する者のほか、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民票に記載されている者であって、高機能自閉症、高次脳機能障害等屋外での移動が困難な者として医師から診断を受けたものを利用対象者とする。ただし、法第4条第1項に定める障害者又は同条第2項に定める障害児に該当するものを除く。

(移動支援の種類及び要する費用の額)

第4条 事業の利用に当たり対象者が受けることができる移動支援の種類及びそれに要する費用の額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個別支援

ア 所要時間30分未満の場合 1,900円

イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 2,800円(所要時間30分を増すごとに900円を加算)

(2) グループ支援(1名のガイドヘルパーが2名の利用対象者を支援する場合)

ア 所要時間30分未満の場合(1名につき) 1,500円

イ 所要時間30分以上1時間未満の場合(1名につき) 2,200円(所要時間30分を

増すごとに700円を加算)

(利用の申込み)

第5条 事業の利用を希望する者は、地域生活支援事業利用申込書(第1号様式)により申し込むものとする。

(利用の承認及び通知)

第6条 前条の規定による申込みがあったときは、事業の利用を希望する対象者及びその者が属する世帯の状況を調査する。

2 前項の調査によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承認しないことができる。

(1) 利用対象者又はその同居の者に感染性の疾患があるとき。

(2) 医師が利用対象者の心身の状況から移動支援の継続が困難であると診断したとき。

(3) 利用対象者又はその同居の者からガイドヘルパーに対し暴行、脅迫等の非行があったとき又はそのおそれがあるとき。

3 前2項の結果により事業の利用を承認するときは、1か月当たりの利用時間数、移動支援の内容並びに法の例による利用者負担額及び秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第29条第4項に定める負担上限月額を決定し、地域生活支援事業利用(変更)承認通知書(第2号様式)により申込者に通知するとともに、地域生活支援事業利用者証(第3号様式)を交付する。

4 第1項及び第2項の結果により、事業の利用を承認しないときは、地域生活支援事業利用(変更)不承認通知書(第4号様式)によりその理由を示し、申込者に通知する。

(費用負担)

第7条 利用者は、その利用時間数に応じ、前条第3項の規定により定める利用者負担額を事業者に支払うものとする。

2 移動支援に当たり、交通機関等の利用を伴うときは、そのガイドヘルパーの交通費は、利用者が負担する。

(費用負担の特例)

第8条 災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、法第31条の規定に準じた取扱いをすることができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担特例申出書(第5号様式)を提出するものとする。

3 前項の規定による申出があったときは、速やかにその状況等を調査し、地域生活支援事業利用(変更)承認通知書により利用者に通知する。この場合において、特例の適用を承認しないときは、その理由を明示した地域生活支援事業利用(変更)不承認通知書により利用者に通知する。

(費用の請求)

第9条 利用者は、この要綱により本市が支給する給付費に関する請求及び受領に関する権限を、移動支援を実施した事業者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、当月分に係る費用について、翌月10日までに地域生活支援事業費請求書(第6号様式)に移動支援事業実績記録票(第7号様式)を添付し、請求するものとする。この場合において、本市が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項の規定により神奈川県国民健康保険団体

連合会に支払に関する事務の委託をしたときは、同連合会が運営する「障害者自立支援給付費等支払総合システム」による請求とすることができる。

3 前項の請求があったときは、その内容を審査し、事業者にその費用を支給する。

(事業者の登録)

第10条 事業者の登録を受けようとする者は、地域生活支援事業実施事業者申込書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図等
- (3) 事業所の管理者及び移動支援提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を解決するためにとる処置の内容
- (6) 従業者の勤務体制及び勤務形態
- (7) 資産の状況(財産目録又は決算書、事業計画書及び収支予算書)
- (8) その他事業実施能力を審査するに当たり必要となる書類

2 前項の申込みがあったときは、その事業実施能力を審査して、事業者としての登録の可否を審査し、地域生活支援事業者登録承認(不承認)通知書(第9号様式)により、その登録の申込みをした者に通知する。この場合において、事業者として承認しないときは、その通知書に理由を明示する。

3 事業者は、定款、所在地等の内容の変更又は廃止をしようとするときは、地域生活支援事業者登録(変更・廃止)届(第10号様式)により届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

地域生活支援事業利用申込書

[別紙参照]

第2号様式(第6条、第8条関係)

地域生活支援事業利用(変更)承認通知書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

地域生活支援事業利用者証

[別紙参照]

第4号様式(第6条、第8条関係)

地域生活支援事業利用(変更)不承認通知書

[別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

地域生活支援事業利用者負担特例申出書

[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

地域生活支援事業費請求書

[別紙参照]

第7号様式(第9条関係)

移動支援事業実績記録票

[別紙参照]

第8号様式(第10条関係)

地域生活支援事業実施事業者申込書

[別紙参照]

第9号様式(第10条関係)

地域生活支援事業者登録承認(不承認)通知書

[別紙参照]

第10号様式(第10条関係)

地域生活支援事業者登録(変更・廃止)届

[別紙参照]